

## 令和元年度第12回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年3月12日（木）午後1時38分 から 午後3時25分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（21人）

会	長	13番	水柿	重壽
委	員	1番	赤城	美子
		2番	柴	保
		4番	高島	敏男
		5番	齊藤	秀樹
		6番	水越	修一
		7番	竹内	善美
		8番	宮山	繁治
		9番	小島	栄
		10番	飯島	新九郎
		12番	坂入	進
		14番	國府田	喜久男
		15番	栗島	菊雄
		16番	稲見	くに子
		17番	飯泉	孝
		18番	栗島	和子
		19番	谷島	悦夫
		20番	鳩貝	英子
		22番	関口	均
		23番	吉原	一雄
		24番	齊藤	一弥

4、欠席委員

		3番	吉田	隆一
		21番	小野田	勝男

## 5、議事日程

### 1、開会

### 2、議事録署名委員の指名

### 3、報告

報告第 58 号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

### 4、議案

議案第 70 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 71 号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 72 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 73 号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第 74 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 75 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 76 号 筑西市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について

議案第 77 号 特定農地貸付の承認について

### 5、報告

報告第 54 号 農地法第3条の規定（公売）による許可報告について

報告第 55 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 56 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 57 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

### 6、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長

山形 浩之

次長兼農地調整課長

田所 秀一

農地調整課庶務調整グループ副参事

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

倉持 寿和

農地調整課庶務調整グループ主事

堀江 孝明

## 7、会議の概要

議 長

只今より令和元年度第12回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。  
只今の出席委員は、21名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、3番・吉田委員、21番・小野田委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、倉持主任、堀江主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、6番・水越委員と7番・竹内委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

議 長

次に、日程第3、報告第58号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」事務局より説明をお願いします。

事務局

田所次長より説明いたします。

報告第58号、農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、令和2年3月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

議案書11ページ議案72号、受付番号4番の案件ですが、3月4日付け取り下げ願いが提出されました。取り下げ理由は、既存の資材置場の是正が必要のため取り下げるものです。

議 長

報告のとおりでございます。議案書11ページ、議案第72号、受付番号4番の削除をお願いします。

次に、日程第4、議案第70号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号10番及び12番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに受付番号10番は、23番議席・吉原委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時42分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第70号、農地法第3条の規定による許可について、令和2年3月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：10 番、譲受人：筑西市桑山、譲渡人：水戸市上国井町、申請土地の表示：字京田、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：347 m<sup>2</sup>、契約内容：売買、譲受人の経営面積：323a、従農者数：7（4）、譲渡人の経営面積：338a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。  
受付番号 10 番について、調査委員の報告をお願いします。

飯泉孝  
委員

17 番、飯泉です。  
10 番についてご報告申し上げます。先月 27 日に書類審査を行い、電話での聞き取りをしました。渡人は農林振興公社となっておりますが、元の土地の持主さんが譲受人さんと知り合いということでありまして、この方が高齢であることから子供の世話になるため、移住することになり、この土地を買ってほしいと譲受人が頼まれまして今回の売買にいたったわけです。振興公社を通しての売買ということで問題はないかと思われまます。皆様方の更なるご審議のほどをお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。  
議案第 70 号、受付番号 10 番を採決いたします。  
議案第 70 号、受付番号 10 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 70 号、受付番号 10 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、23 番議席・吉原委員の除斥を解きます。

午後 1 時 45 分 解除

つづいて受付番号 12 番は、1 番議席・赤城委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 1 時 47 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

12番、筑西市赤浜、水戸市上国井町、古内字若宮、田、田、2,222㎡、外1筆、合計2筆、合計面積4,948㎡、売買、780a、5(4)、338a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号12番について、調査委員の報告をお願いします。

齊藤秀樹

5番、齊藤です。

委員

12番についてご報告申し上げます。2月末、書類審査と電話で確認をいたしました。こちらは、渡人の方が農林振興公社ということであります。受入の方ですが、大規模農家の若い後継者でありまして、規模拡大を図っており、何ら問題ないかと思われまます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第70号、受付番号12番を採決いたします。

議案第70号、受付番号12番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第70号、受付番号12番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、1番議席・赤城委員の除斥を解きます。

午後1時49分 解除

つづいて、受付番号1番から9番及び11番、並びに13番から29番を審議いたします。

議案について、事務局より説明願います。

倉持主任より説明いたします。

1 番、群馬県高崎市堰代町、神奈川県横浜市磯子区森一丁目、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、988 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,994 m<sup>2</sup>、贈与、40a、1(1)、30a。

2 番、筑西市蕨、筑西市蕨、蕨字蕨、田、田、1,529 m<sup>2</sup>、売買、42a、2(1)、0a。

3 番、筑西市赤浜、筑西市寺上野、中上野字壺丁田、畑、畑、1,253 m<sup>2</sup>、外 8 筆、合計 9 筆、合計面積 10,607 m<sup>2</sup>、売買、0a、4(2)、58a。

4 番、筑西市川連、筑西市門井、川連字本須、畑、畑、496 m<sup>2</sup>、贈与、309a、5(1)、5a。

5 番、筑西市上平塚、筑西市上平塚、船玉字下宿、畑、畑、1,553 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,843 m<sup>2</sup>、売買、362a、3(3)、18a。

6 番、筑西市樋口、筑西市樋口、樋口字本郷、畑、畑、423 m<sup>2</sup>、売買、140a、2(2)、115a。

7 番、筑西市栗島、筑西市栗島、大谷字津久江、田、田、4,231 m<sup>2</sup>、贈与、同一世帯、6(2)、581a。

8 番、筑西市小川、筑西市寺上野字中山、中上野字東台道南、畑、畑、756 m<sup>2</sup>、賃貸借、0a、3(1)、594a。

9 番、筑西市関本中、筑西市関本中、関本中字西館、田、田、50 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 3,899 m<sup>2</sup>、売買、539a、7(3)、22a。

11 番、筑西市竹垣、水戸市上国井町、竹垣字根下、田、田、1,592 m<sup>2</sup>、売買、2,571a、4(3)、338a。

13 番、筑西市玉戸、水戸市上国井町、玉戸字東田、田、田、3,341 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 5,249 m<sup>2</sup>、売買、449a、4(3)、338a。

14 番、下妻市神明、水戸市上国井町、中村新田字大宝溜井、田、田、836 m<sup>2</sup>、外 4 筆、合計 5 筆、合計面積 4,664 m<sup>2</sup>、売買、327a、1(1)、338a。

15 番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字六番耕地、畑、畑、573 m<sup>2</sup>、売買、234a、2(2)、108a。

16 番、筑西市松原、千葉県柏市十余二、松原字篠ノ内、畑、畑、798 m<sup>2</sup>、売買、306a、4(2)、8a。

17 番、筑西市松原、筑西市吉田、吉田字金井、田、田、959 m<sup>2</sup>、売買、2,232a、2(2)、12a。

18 番、筑西市蓮沼、筑西市蓮沼、蓮沼字天神、畑、畑、326 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 390 m<sup>2</sup>、売買、71a、3(1)、131a。

19 番、筑西市関本中、筑西市関本中、関本中字藤ノ木、田、田、937 m<sup>2</sup>、売買、539a、7(3)、107a。

20 番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字大砂久保、畑、畑、905 m<sup>2</sup>、売買、37a、6(1)、81a。譲渡人がもう 1 名おります。筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字鴨山、畑、畑、402 m<sup>2</sup>、外 1 筆、小計 2 筆、小計面積 808 m<sup>2</sup>、合計 3 筆、合計面積 1,713 m<sup>2</sup>、賃貸借、37a、6(1)、81a。

21 番、栃木県真岡市古山、栃木県真岡市寺内、西山田字宿東、山林、畑、4,181 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積4,313 m<sup>2</sup>、売買、3,900a、3(2)、43a。

22 番、筑西市大林、筑西市大林、大林字明大、田、畑、571 m<sup>2</sup>、贈与、65a、5(1)、27a。

23 番、筑西市大林、筑西市大林、大林字明大、田、畑、654 m<sup>2</sup>、贈与、65a、5(1)、120a。

24 番、筑西市森添島、筑西市筑瀬、筑瀬字筑瀬、畑、畑、2,061 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積2,166 m<sup>2</sup>、売買、2,348a、5(1)、1a。

25 番、筑西市舟生、筑西市舟生、舟生字下宿、畑、畑、1,057 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積1,976 m<sup>2</sup>、売買、42a、6(1)、105a。

26 番、筑西市伊讚美、筑西市伊讚美、伊讚美字中原、田、田、809 m<sup>2</sup>、外6筆、合計7筆、合計面積6,577 m<sup>2</sup>、贈与、401a、6(4)、328a。

27 番、筑西市小川、筑西市小川、伊讚美字東寺野、田、田、991 m<sup>2</sup>、外26筆、合計27筆、合計面積19,776 m<sup>2</sup>、贈与、同一世帯、5(3)、198a。

28 番、筑西市関本下、筑西市関本下、関本下字新郷、田、田、901 m<sup>2</sup>、外2筆、合計3筆、合計面積2,839 m<sup>2</sup>、売買、230a、2(1)、11a。

29 番、筑西市関本下、筑西市関本下、関本下字新郷、田、田、760 m<sup>2</sup>、売買、230a、2(1)、17a。

30 番は保留案件となります。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

竹内善美  
委員

7番、竹内です。

1番と25番についてご報告いたします。まず1番ですが、譲渡人と譲受人は兄妹で、渡人は生まれた実家の土地を遺産相続で引き継ぎました。現在は病気で入院中であり、今後のことを考え実家の兄の方へ贈与するということとなります。当該地につきましては、現在は芝畑になっておりました。何ら問題ないかと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。次に25番ですが、譲渡人は農業を規模縮小するという一方で、受人が譲り受け、野菜を作るということでした。規模縮小、規模拡大ということであり、こちらも何ら問題なかろうと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

水越修一  
委員

6番、水越です。

2番と4番についてご報告いたします。まず2番ですが、こちらは私の地元でして、半年前から受人、渡人の双方から相談があった案件であります。受人の農地の隣接地ということで取得するということでありまして、何ら問題ないと思っておりますので、更なるご審議をお願いいたします。つづきまして4番

ですが、渡人は受人の家から出た方です。実際は受人が耕作していた農地で、旧協和町と旧下館市であり、遠隔地なため実家に戻すということで受人の方に贈与することになったそうです。何ら問題ないかと思しますので、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

3番をお願いします。

齊藤秀樹  
委 員

5番、齊藤です。

3番、8番、11番についてご報告いたします。2月末、書類審査と電話で確認をいたしました。まず3番につきましては、こちらは経営面積が0となっておりますが、3番の受人と8番の渡人が同じ方で、法人の代表をしております。渡人が規模縮小したいということで売買にいたりしました。書類も問題ないようでしたので許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。つづきまして8番になりますが、受人の方が新規就農をするということで、賃貸借をしたいということでした。今までダチョウの飼育をしている会社にいらして、独立をするための退職ということでしたので、問題ないと思われませんが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。次に11番ですが、こちらは農林振興公社との売買ということであります。受人は後継者のいる大規模な農家でありまして、規模拡大のために売買にいたりしました。こちらにも問題ないと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

5番をお願いします。

栗島菊雄  
委 員

15番、栗島です。

5番、28番、29番についてご報告いたします。まず5番につきましては、渡人と受人は親子関係です。渡人ともう1人の渡人が姉妹で、相続で共有名義になった土地を、兼業農家である受人が耕作するというので売買にいたったそうです。親族関係でありますので、問題ないと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。つづきまして28番、29番ですが、譲受人は同一の方です。譲渡人はどちらも、もう耕作はしないということで、たまたま同じ地域の譲受人と売買にいたりしました。規模縮小、規模拡大ということで問題はないと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

6番をお願いします。

鳩貝英子  
委 員

20番、鳩貝です。

6番、24番についてご報告いたします。先月の27日に書類審査をし、後日、受人と渡人に確認をいたしました。まず6番につきましては、これまで受人に管理をお願いしていた土地であり、売買にいたったそうです。申請書類に不備も見られず、問題ないと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願



いたします。つづきまして24番ですが、譲渡人はご主人を亡くし後継者もないため、これまで長い期間、耕作をお願いしていた譲受人との売買にいたりしました。こちらにつきましても、問題ないと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いたします

議 長

7番をお願いします。

國府田  
喜久男  
委 員

14番、國府田です。

7番、21番、26番、27番についてご報告いたします。先月27日に書類審査を行い、本人確認をいたしました。まず7番につきましては、受人と渡人は親子関係でして、問題ないと思います。つづきまして21番ですが、遺産相続した土地を、担い手だった譲受人に買っていただくということで、売買が成立したそうです。次に26番ですが、受人と渡人は親子関係でして、問題ないと思います。最後に27番ですが、こちら受人と渡人は親子関係であり、問題ないと思います。以上、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いたします

議 長

9番をお願いします。

栗島和子  
委 員

18番、栗島です。

9番、19番についてご報告いたします。先月の27日に書類審査を行い、後日受入、渡人に電話で確認いたしました。まず9番につきましては、受人は地元でも大きな農家で、これまで借りて作付けしていましたが、今回規模拡大ということで申請にいたりしました。つづきまして19番ですが、受人は9番と同じ方で、こちら規模拡大ということで、申請にいたりしました。問題ないと思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いたします。

議 長

13番をお願いします。

関口均  
委 員

22番、関口です。

13番についてご報告いたします。先月27日に書類確認をし、後日電話確認をいたしました。受人は、この田を以前から耕作していました。また今回、県の農林振興公社を通しての売買ということで、問題もなく許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いたします。

議 長

14番をお願いします。

齊藤一弥  
委 員

24番、齊藤です。

14番、20番についてご報告いたします。先月27日に書類審査、その後、譲受人に電話で確認をいたしました。まず14番ですが、譲受人は大規模な養豚業をしている方でして、田んぼの方も規模拡大をするということでもあります。譲渡人が振興公社ということですので。つづきまして20番ですが、譲受人が造園業

をされている方です。芝生などを耕作しており、規模拡大をするということでもあります。2件とも許可相当と思われます。皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 15 番をお願いします。

吉原一雄 23 番、吉原です。

委 員

15 番についてご報告いたします。こちらは、受人が数年前から小だまスイカの作付けをしている土地であります。渡人の方にかがいましたところ規模縮小、後継者がいないための選択だったそうです。以上のことから売買契約でございますので、許可相当と判断をしてきたこととあります。皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 16 番をお願いします。

齊藤秀樹 5 番、齊藤です。

委 員

16 番、17 番、22 番、23 番についてご報告いたします。2 月末に書類審査後、電話確認いたしました。まず 16 番ですが、こちらは渡人が遠方に住んでおり、高齢で管理ができないために、受人が以前から耕作していた土地ということで売買にいたったそうです。問題はないかと思いますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。つづきまして 17 番ですが、渡人が規模縮小をしたいということで、受人が耕作をしていた土地であり、売買することになったそうです。こちらも問題はないかと思いますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。次に 22 番、23 番ですが、受人がどちらも同じ方でございます。親戚関係ということでした。受人が耕作している土地のすぐ隣の土地ということで贈与となりました。書類に不備も見られず問題はないかと思いますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 18 番をお願いします。

谷島悦夫 19 番、谷島です。

委 員

18 番についてご報告いたします。先月 28 日に書類審査を行い、後日、申請人双方に電話で確認をいたしました。問題もなく許可相当と思われますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた

します。

議案第70号、受付番号1番から9番及び11番、並びに13番から29番を採決いたします。

議案第70号、受付番号1番から9番及び11番、並びに13番から29番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第70号、受付番号1番から9番及び11番、並びに13番から29番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案71号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第71号、農地法第4条の規定による許可について、令和2年3月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1番、申請人：筑西市知行、申請土地の表示：知行字神明前、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：131㎡、外1筆、合計2筆、合計面積527㎡、転用目的：農家住宅。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約530m、筑西市立古里小学校の北側約790m、に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされています。申請者は、既存の母屋の建て替えに際し、敷地の是正を同時に行うものです。なお、既存の越境した敷地部分については始末書が添付されています。

2番、筑西市蓬田、蓬田字前畑、田、宅地、806㎡、農業用倉庫。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約1km、県道岩瀬二宮線の北側約800mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、自宅敷地の既存の作業所では手狭であるため、円滑に作業を行うために農業用の倉庫、作業所を新たに設けるものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

吉原一雄  
委員

23番、吉原です。

1番についてご報告いたします。書類審査並びに現地調査を行い、本人宅に協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員でうかがいまして、調査をしまりました。既存の越境した敷地部分の面積もかなり小さいものであります。申請人の倅さんは現在、下館地区のアパートに住んでおり子供もいるということで、将来的には自宅の方に戻ってくる予定でございまして、宅地の拡

張という申請に今回いたったようです。全員の農業委員、農地利用最適化推進委員が許可相当ではないかと現場で判断をしてきたところであります。皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議長 2番をお願いします。

飯島 10番、飯島です。

新九郎 2番についてご報告いたします。2月28日に書類審査した後、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員で現地を確認いたしました。この場所には20年以上前から、スイカの作業小屋とビニールハウスが建っております。また東側はこの家の新宅が建っていて、南と西、北側は道路である土地なので、問題ないと判断しました。皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第71号を採決いたします。

議案第71号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第71号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第72号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局 堀江主事より説明いたします。

議案第72号、農地法第5条の規定による許可について、令和2年3月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1番、譲受人：東京都町田市相原町字大戸、譲渡人：埼玉県三郷氏谷口、申請土地の表示：大関字西、台帳地目：田、現況地目：田、面積：190㎡、外2筆、合計3筆、合計面積871㎡、契約内容：売買、転用目的：太陽光発電

設備。

申請地は、筑西市立河間小学校の南側約 900m、県道高田筑西線沿いに位置する、農業公共投資のされていない第 2 種農地です。申請者は、都内の太陽光売電業者であり、地権者の意向で太陽光発電設備を設置するものです。

2 番、筑西市茂田、筑西市西方、西方字下宿、畑、畑、687 m<sup>2</sup>、売買、駐車場。

申請地は、県道筑西三和線の南側約 300m、筑西市立大田小学校の北等側約 235m に位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。

申請者は、隣接地で保育園を経営しており、既存の駐車場だけでは手狭なため、新たに駐車場を設ける申請となっております。

3 番、筑西市羽方、筑西市羽方、羽方字萩島、畑、畑、169 m<sup>2</sup>、使用貸借、太陽光発電設備。

申請地は、県道筑西高田線の西側約 90m、筑西市立河間小学校の北北西側約 670m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請者は、太陽光発電設備を設置するため土地を借りる契約がまとまったため、本申請にいたっております。なお、申請地に隣接する宅地を一体的に使用するため、第 1 種農地の面積が事業区域の 1 / 3 以内となっております。

5 番、筑西市犬塚、筑西市犬塚、犬塚字東塚、畑、畑、16 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 102 m<sup>2</sup>、贈与、自己住宅。

申請地は、筑西市立関城中学校の北側約 400m、筑西市関城体育館の南西側約 710m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、家族 6 人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、既存の宅地を含め 500 m<sup>2</sup> 以内で建て替えを行う申請となっております。

6 番、埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷、桜川市真壁町桜井、板橋字本田、畑、畑、854 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道明野間々田線の北側約 160m、筑西市関城支所の東側約 800m に位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、太陽光発電設備の適地を検討するうえで申請地が適地と判断し、申請するものです。

7 番、筑西市茂田、筑西市茂田、茂田字日月前、畑、畑、369 m<sup>2</sup>、贈与、自己住宅。

申請地は県道石岡筑西線の北側約 620m、県西総合公園の西側約 350m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、実家にて生活していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、実家の隣接地に分家を建築する計画となっております。

8 番、筑西市木戸、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字小山、畑、畑、495 m<sup>2</sup>、売買、自己住宅。

申請地は、筑西市立関城中学校の南東側約 650m、県道明野間々田線沿いに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は実家にて生活していますが、独立するため土地

を購入して住宅を建築するものです。

9番、つくば市万博公園西G4街区、筑西市西谷貝、深見字一三塚、畑、畑、274 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道筑西つくば線の東側約1 km、茨城県西部メディカルセンターの北側約270mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者はつくば市で太陽光発電業を営む法人であり、地権者と売買についての同意を得られたため、申請するものです。

10番、筑西市一本松、筑西市二木成、一本松字八幡台、畑、畑、538 m<sup>2</sup>、売買、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の西側約500m、筑西市立大田小学校の北側約790mに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、実家にて居住しておりますが、今般独立するために新たな住宅を建築する計画となっております。

11番、筑西市木戸、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、386 m<sup>2</sup>、売買、店舗。

申請地は、筑西市関城体育館の北西側約570m、筑西市立関城中学校の北側約1.4 kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、栃木県で美容業に従事しておりましたが、自身の店舗を構えるべく申請するものです。

12番、筑西市犬塚、筑西市犬塚、犬塚字東塚、畑、雑種地、1,414 m<sup>2</sup>の内216 m<sup>2</sup>、賃貸借、駐車場。

申請地は、筑西市関城体育館の南西側約430m、筑西市立関城中学校の北側約660mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

申請者は、隣接地で飲食店を経営しており、店舗敷地だけでは駐車場が不足するため申請するものです。なお、以前から使用しており、始末書を添付しての申請となっております。

13番、福岡県福岡市早良区百道三丁目、土浦市文京町、嘉家佐和字川神馬、畑、畑、519 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。譲渡人の方がもう一人いらっしゃいます。桜川市真壁町長岡、嘉家佐和字川神馬、畑、畑、641 m<sup>2</sup>、合計2筆、合計面積1,160 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、国道294号線の西側約490m、県道谷和原筑西線の東側約440mに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、福岡県に拠点をおく太陽光発電業者です。地権者より、太陽光発電設備を設置したい旨の話が事業者にあり、今回の申請にいたっております。

14番、筑西市舟生、筑西市舟生、舟生字上宿、畑、畑、1,342 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、県道筑西三和線の西側約900m、筑西市立関城西小学校の北側約850mに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、市内で太陽光発電業を営んでおり、申請地が太陽光発電の適地と判断したため、申請にいたっております。

15番、東京都台東区上野三丁目、筑西市関本上、関本字上町下、田、田、1,484

m<sup>2</sup>、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、筑西市立関城西小学校の北西側約 1.1 km、県道明野間々田線沿いに位置する、500m以内に保育施設が 2ヶ所あり、上水道と下水道が埋設された道路の沿道区域の第 3 種農地です。申請者は、都内に拠点をおく太陽光発電業者であり、申請地が太陽光発電の適地と判断したため、申請にいたっております。

16 番、筑西市下川島、栃木県小山市大字粟宮、飯島字久保、畑、畑、465 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 483 m<sup>2</sup>、自己住宅。

申請地は、玉戸駅の北東側約 930m、国道 50 号線の西側約 670mに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、市内の借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、新たに住宅を建築する計画となっております。

17 番、筑西市下中山、筑西市小川、小川字弘北山、山林、畑、489 m<sup>2</sup>、贈与、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の西側約 120m、県道結城二宮線の南側約 1.1 kmに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、市内の借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、新たに住宅を建築する計画となっております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

水越修一  
委員

6 番、水越です。

1 番についてご報告いたします。先月、書類審査の後、現地調査を行いました。現地は住宅地に隣接する第 2 種農地の田んぼということになってはいますが、現状は耕作放棄の状態でございます。事務局から説明がありましたように、売買で太陽光発電設備を設置するということであり、耕作放棄地よりはよいと判断してまいりました。皆様方の更なるご審議のほどをよろしく願いいたします。

議長

2 番をお願いします。

関口均  
委員

22 番、関口です。

2 番についてご報告いたします。先月 27 日に書類審査、現地確認を行いました。現地は児童保育施設に繋がる畑でありました。その後、電話で確認を行いました。受人は駐車場が手狭になったために、売買にいたったということでした。また、渡人は提出された申請に間違いはないということであり、問題がないことを確認しました。よって、当案件は許可相当と思われそうですが、皆様方の更なるご審議のほどをよろしく願いいたします。

議 長

3番をお願いします。

高島敏男  
委 員

4番、高島です。

3番、9番、10番、13番についてご報告いたします。去る27日に申請に対する書類審査、現地確認を行いました。まず3番につきましては、現地の周囲は宅地と田んぼでして、宅地の一部と今回の畑を合わせて太陽光にするということでした。受人、渡人は親子関係ですので問題なしと考えます。つづきまして9番ですが、現地は昔は宅地で現在は篠山になっており、建物は古く潰れていました。その宅地の前に畑が少しありまして、そちらが今回の申請地です。畑につきましても篠山になっており、宅地の部分と合わせて開墾し、太陽光にしていきたいという話でした。その方が火災に対しても安心だと感じました。次に9番ですが、申請地の南側、西側、北側とも宅地であり、東側だけが畑です。その東側に自己住宅を建てるということですので、現在の居住地が手狭ということで建てるわけですから問題なしと考えます。最後に13番ですが、ここは既に南側、北側ともに太陽光で埋め尽くされていて、今回の申請地だけが3年か5年位前から残されていたところでした。持主の2人の方は、桜川市真壁町と土浦市の方で、もう管理ができないということで今回売買したということです。いずれも書類に不備はなく、4件とも許可相当と思われそうですが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

5番をお願いします。

竹内善美  
委 員

7番、竹内です。

5番、6番、14番についてご報告いたします。まず5番につきましては、受人と渡人は親類関係です。受人が増築したいということで、渡人の土地を贈与していただくという申請です。許可相当と思われそうですが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。つづきまして6番ですが、当該地は住宅地に囲まれた畑であり、隣は工場の跡地です。申請者は実家の土地を譲り受けましたが、今回、太陽光の業者との売買にいたりました。許可相当と思われそうですが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。次に14番ですが、渡人は高齢のため、申請地の梨畑を管理することが難しく、渡人に売買をお願いしたそうです。許可相当と思われそうですが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

7番をお願いします。

水越修一  
委 員

6番、水越です。

7番についてご報告いたします。先月27日に書類審査の後、現地調査を行いました。現地は住宅地に隣接する畑でございまして、申請人の受人と渡人は、現在同居中の姉と弟ということでございます。今般、姉が自宅を新築するというので、弟から姉に贈与というかたちでの住宅申請でございまして。問題はな



いと思われまますのでご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

8 番をお願いします。

齊藤一弥  
委 員

24 番、齊藤です。

8 番についてご報告いたします。先月 27 日に書類審査並びに現地調査を行いました。現地は周囲に住宅が建っておりまして、住宅と住宅の間に位置する約 2 反位の柿の木が植わっている場所を分筆した土地でございます。譲渡人は中学校の教員をしております、譲受人のお父さんが教え子だそうでございます。そこで顔見知りで分けていただきたいという打診があって、今回の売買になったそうです。周囲は住宅を建てるに非常に好条件のように思います。許可相当と思われまます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

11 番をお願いします。

栗島菊雄  
委 員

15 番、栗島です。

11 番、12 番についてご報告いたします。まず 11 番ですが、先月 27 日に書類審査並びに現地調査を行い、問題ないことを確認しました。つづきまして 12 番ですが、譲受人は飲食店を経営しております、隣接している土地を駐車場に賃貸借をしたいということでした。譲受人、譲渡人両方に確認をとりまして、申請に間違いのないことをご報告申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

15 番をお願いします。

栗島和子  
委 員

18 番、栗島です。

15 番についてご報告いたします。先月 27 日に書類審査並びに現地調査を行いました。また後日、受人、渡人に確認いたしましたところ、申請に間違いがないとのことでした。皆様方の更なるご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長

16 番をお願いします。

國府田  
喜久男  
委 員

14 番、國府田です。

16 番、17 番についてご報告いたします。2 月 27 日に書類審査並びに現地調査を行いました。まず 16 番ですが、事務局の報告にもありましたが、現在借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、新たに住宅を建てたく土地を探しており、渡人の相続した土地を売買ということになりました。つづきまして 17 番ですが、こちらは親子関係です。やはり借家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、住宅を建てたいということであり、問題ないと思われまます。皆様の更なるご審議のほどをお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 72 号を採決いたします。

議案第 72 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手多数。よって議案第 72 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 73 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第 73 号、農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更について、令和 2 年 3 月 12 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

関係する事業内容のため、番号 1 番、2 番併せて説明いたします。番号 1 番、転用事業者：東京都練馬区貫井一丁目、許可を受けた申請者：東京都新宿区中落合三丁目、申請土地の表示：伊讚美字下原、台帳地目：雑種地、現況地目：雑種地、面積：892 m<sup>2</sup>、許可年月日：平成 30 年 10 月 2 日許可。

2 番、東京都練馬区豊玉北四 1 丁目、東京都新宿区中落合三丁目、伊讚美字下原、雑種地、雑種地、630 m<sup>2</sup>、平成 30 年 4 月 3 日許可。

申請地は、JR 玉戸駅の北西側約 430m、筑西市立西中学校の南西側約 750m に位置する、鉄道駅から概ね 500m 以内の第 2 種農地です。平成 30 年 4 月及び 10 月に許可となっておりましたが、地権者に相続が発生し、地権者と事業者との間で今後の事業計画の見通しに不都合が生じたため、変更後の事業者が太陽光発電事業を承継する申請となっております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。  
ここで、調査委員の報告をお願いします。

國府田  
喜久男  
委 員

14 番、國府田です。

1 番、2 番をご報告いたします。2 月 27 日に書類審査を行い、事務局の説明のとおりであることを確認しました。問題ないと思われます。皆様の更なるご審議のほどをお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 73 号を採決いたします。

議案第 73 号は、許可後の事業計画の変更でありますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり事業計画変更申請の承認書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 73 号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり承認書を発行することに、決しました。

次に、議案第 74 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案 74 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 2 年 3 月 12 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：東京都江戸川区鹿骨一丁目、申請土地の表示：山崎字清水浦、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：152 m<sup>2</sup>、現況：住宅敷地。

申請地は、国道 50 号バイパスの西側約 1 k m、県道真岡筑西線の南側約 520 m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

2 番、東京都江東区大島 8 丁目、下高田字東拓地、田、宅地、72 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 784 m<sup>2</sup>、店舗敷地。

申請地は、筑西市立河間小学校の北側約 1.6 k m、県道岩瀬二宮線の南側約 45m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

3 番、筑西市細田、細田字上細田、畑、宅地、802 m<sup>2</sup>、住宅敷地。

申請地は、JR 新治駅の南西側約 760m、県道つくば真岡線の西側約 660m に位

置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

4 番、埼玉県三郷市谷口、大関字西、畑、山林、329 m<sup>2</sup>、山林。

申請地は、筑西市立河間小学校の南東側約 900m、県道高田筑西線沿いに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

5 番、栃木県小山市大字羽川、布川字久保、畑、宅地、222 m<sup>2</sup>、住宅敷地。

申請地は県道筑西三和線の西側約 700m、県道船玉川島停車場線の東側約 1.6 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

関口均  
委員

22 番、関口です。

1 番、2 番についてご報告いたします。先月 27 日に書類審査並びに現地調査を行いました。まず 1 番ですが、現地は住宅の南側に沿った細長い場所でありました。すでに宅地化になっており、また 20 年以上も経過しておりますので非農地証明は妥当だと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。つづきまして 2 番ですが、現地は自動車修理工場の一角でありまして、南側に後から増築した場所でした。もう 1 箇所はそれに付随して、住所に出入りするための道の一部であります。2 箇所ともに 20 年以上も経過しており、非農地証明は妥当だと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

3 番をお願いします。

吉原一雄  
委員

23 番、吉原です。

3 番についてご報告いたします。こちらの案件につきましては、昭和 59 年に合筆したということであります。本人にうかがったところ、すでに宅地に地目変更されているものとしてずっといたという状況を聞いてまいりました。実際はされていなかったということで、これを是正するべく今回証明願が提出されたものです。非農地証明が 20 年という概ねの経過があるわけですがけれども、非農地証明の発行は許可相当だろうと、協和地区の全農業委員、全農地利用最適化推進委員の意見が一致し、判断してまいりました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

4 番をお願いします。

飯泉孝  
委員

17 番、飯泉です。

4 番、5 番についてご報告いたします。先月 27 日に書類審査並びに現地調査を行いました。まず 4 番ですが、現地はすでに私の目から見てですが 30 年位

たっている太い木があるような雑木林という状況です。つづきまして5番ですが、台帳は畑となっている場所ではあります。すでに小屋が建てられて、この小屋がどう見ても潰れそうな50年以上は建っているような状況でした。4番、5番共に非農地証明の発行に問題はないかと思われま。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第74号を採決いたします。

議案第74号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第42号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第75号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、1番議席・赤城委員、2番議席・柴委員、10番議席・飯島委員、15番議席・栗島菊雄委員、18番議席・栗島和子委員、24番議席・齊藤一弥委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後2時53分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局 菊地副参事より説明いたします。

議案第75号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和2年3月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをご覧ください。

農用地利用集積計画・総括表になります。契約開始日が令和2年4月1日となります。現況地目は田、畑でございます。設定区分ごとに合計を朗読させていただきます。はじめに、新規につきまして。3年未満、契約件数3件、筆数5筆、面積14,989㎡。3年以上6年未満、

契約件数 68 件、筆数 170 筆、面積 259,668 m<sup>2</sup>。6 年以上 10 年未満、契約件数 8 件筆数 18 筆、面積 31,774 m<sup>2</sup>。10 年以上契約件数 122 件、筆数 373 筆、面積 556,939 m<sup>2</sup>。新規の合計になります。契約件数 201 件、筆数 566 筆、面積 863,371 m<sup>2</sup>。次に更新になります。3 年未満、契約件数 9 件、筆数 13 筆、面積 15,776 m<sup>2</sup>。3 年以上 6 年未満、契約件数 168 件、筆数 442 筆、面積 733,766 m<sup>2</sup>。6 年以上 10 年未満、契約件数 49 件、筆数 110 筆、面積 166,138 m<sup>2</sup>。10 年以上、契約件数 153 件、筆数 341 筆、面積 665,013 m<sup>2</sup>。更新の合計になります。契約件数 379 件、筆数 906 筆、面積 1,580,693 m<sup>2</sup>。総合計になります。契約件数 580 件、筆数 1,472 筆、面積 2,444,063 m<sup>2</sup>となっております。移転についてはございません。詳細につきましては、議案書の 19 ページから 49 ページまでが新規分、50 ページから 102 ページまでが再設定分の詳細になります。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。  
議案第 75 号を採決いたします。  
議案第 75 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 75 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」を決定することに、決しました。

ここで、1 番議席・赤城委員、2 番議席・柴委員、10 番議席・飯島委員、15 番議席・栗島菊雄委員、18 番議席・栗島和子委員、24 番議席・齊藤一弥委員の除斥を解きます。

午後 3 時 01 分 解除

議長 次に、議案第 76 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を上程いたします。  
議案について、事務局より説明願います。

事務局 菊地副参事・農政課広瀬主任より説明いたします。  
議案第 76 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、

令和2年3月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。内容については、農政課広瀬主任より説明いたします。

農政課の広瀬と申します。よろしく願いいたします。それでは、議案第76号につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。変更の内容につきましては、お手元の総会資料106ページの一覧表を基に説明させていただきます。また、各申出内容の位置図等を111ページ以降に掲載してございますので、必要に応じまして確認をお願いいたします。

1番、筑西市茂田地内の事業計画者による自己住宅の建築を目的とした除外申出となります。変更申出地としましては、筑西市山崎地内の畑の一部、520.35㎡となります。

2番、筑西市藤ヶ谷地内の事業計画者による自己住宅の建築を目的とした除外申出となります。変更申出地としましては、筑西市犬塚地内の畑の一部、91.57㎡となります。

3番、筑西市海老江地内の事業計画者による貸駐車場の設置を目的とした除外申出となります。変更申出地としましては、筑西市東保末地内の畑、193㎡となります。

4番、筑西市海老江地内の事業計画者による車両置場の設置を目的とした除外申出となります。変更申出地としましては、筑西市海老江地内の畑2筆、合計1,195㎡となります。

5番、東京都品川区大崎地内の事業計画者による店舗の建築を目的とした除外申出となります。変更申出地としましては、筑西市東石田地内の畑2筆、合計1,942.80㎡となります。

6番、筑西市小栗地内の事業計画者による農家住宅の敷地拡張を目的とした除外申出となります。変更申出地としましては、筑西市小栗地内の田の一部、351.87㎡となります。

7番、筑西市門井地内の事業計画者による自己住宅の建築を目的とした除外申出となります。変更申出地としましては、筑西市柳地内の畑、561㎡となります。

以上、下館地区1件、関城地区1件、明野地区3件、協和地区2件、合計7件、田351.87㎡、畑4,503.72㎡、合計4,855.59㎡を農用地区域から除外する方向で検討しております。なお、茨城県及び土地改良区等の関係機関とは、事前調整を済ませており、今回の農用地区域の変更（案）に対し、「同意の見込み」との意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。私からの説明は、以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・吉原委員長より審議の報告をお願い致します。

吉原一雄  
委員長

本日、午後1時10分より農政企画審議会を開催し、議案第76号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

吉原委員長より農政企画審議会の報告がありました。  
議案第 76 号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 76 号を採決いたします。

議案第 76 号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 76 号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、決しました。

次に、議案第 77 号「特定農地貸付の承認について」を上程いたします。  
議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事・農政課本田副参事より説明いたします。

議案第 77 号、特定農地貸付の承認について、令和 2 年 3 月 12 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。内容につきましては、農政課本田副参事より説明いたします。

農政課本田と申します。よろしく願いいたします。では、議案第 77 号、特定農地貸付の承認について、わたくしから説明をさせていただきます。本議案は、既に市が二木成地区に開設している市民農園の運営において、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づいた一連の事務手続きを行うにあたり、農業委員会への申請及び承認が必要となるため、本日の総会において、ご審議をお願いするものでございます。はじめに申請理由についてご説明いたします。当該市民農園は昭和 58 年に開設されましたが、当時の資料が保存されていないため、どのような法的手続きを経て、当時の下館市と土地所有者との間で農地の土地賃貸借契約が結ばれたのかは、確認できておりません。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行は、平成元年であるため、推測ではございますが農地法第 3 条の許可に基づいたものではないかと思われま。その後、慣例的に土地所有者と市で土地賃貸借契約を結んで、現在まで市民農園を運営してきたものと思われま。このようなことから、今回の契約更新にあたり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づいた、正式な手続きをあらためて行うものでございます。つぎに、議案関連書類は 132 ページからとなっておりますが、別途お配りしております、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要により説明いたしま



す。なお、当該法律名称に関し、以降「特定農地貸付法」と略させていただきます。はじめに、この法律の趣旨は、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付け、いわゆる市民農園の開設等の場合、土地所有者からの権利取得について農地法3条の許可規定の適用外とする特例措置でございます。次に2-(1)特定農地貸付けの定義・要件でございますが、10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行い、営利を目的としない農作物の栽培に供するための農地の貸付けで、貸付期間が5年を超えないことと定義されております。次に(2)の実施主体ですが、地方公共団体及び農協、農家、企業、NPO法人等となっております。3の申請・承認でございますが、特定農地貸付けを行う際は、申請書に貸付規程を添えて農業委員会へ承認を申請。農業委員会におきましては、承認申請が周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保等適正であれば承認するとなっております。なお、一連の事務手続きの流れは、図を参照願います。①と②について市農政課から貸付規程を添えて承認申請をしております。本日の総会においてご承認いただいた際は、④の土地所有者との賃貸借契約、⑤では市民農園利用者との貸付申込み・決定という流れになります。以上、特定農地貸付法の概要説明となります。続きまして、議案書133ページをお開き願います。こちらが特定農地貸付けの承認申請書でございます。次ページが、筑西市特定農地貸付規程となっております。規程内容を要約して説明いたしますと、市民農園の所在地、地積、区画数や、土地所有者との賃貸借の期間、市民農園の貸付対象者、貸付期間、利用に係る事務手続き及び料金、禁止事項等について記載してございます。次ページが市民農園位置図となっており、場所は二木成地内シルバー人材センター南側に位置しております。なお、別添の資料右側「市民農園」の概要に記載のとおり、市民農園の総面積は4,676㎡で地権者は3名、1区画の面積は20㎡で197区画ございます。貸出期間は1年単位で更新は可能となっております。以上、議案提出内容の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・吉原委員長より審議の報告をお願い致します。

吉原一雄  
委員長

本日、午後1時10分より農政企画審議会を開催し、議案第77号特定農地貸付の承認について協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

吉原委員長より農政企画審議会の報告がありました。  
議案第77号について、ご質疑がありましたらお願いします。

議 長

宮山委員

宮山繁治

8番、宮山です。

委員 筑西市と近隣の結城市や桜川市との違いはどんな状況でしょうか。筑西市以外では、市民農園を開設されている市町村はあるのでしょうか。

議長 農政課本田副参事お願いします。

農政課  
本田  
副参事 はい、お答えします。近隣につきましては、結城市、桜川市につきましては存じ上げていないのですが、県西では古河市が市民農園を設置しております。また、近県で盛んなのは、千葉県や埼玉県です。都市近郊の方が市民農園の設置につきましては活発でございます。以上です。

議長 他、ご質疑がありましたらお願いします。

議長 吉原委員

吉原一雄  
委員長 23番、吉原です。  
総会資料にも載っていますが、市長が農地を借り受けて、市長と借りる方が契約を結ぶ流れになるのですが、このことを踏まえての審議をお願いしたいと思います。

議長 市長から借りるということで、よろしいですね。

農政課  
本田  
副参事 はい、そうでございます。

議長 他、ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。  
議案第77号を採決いたします。  
議案第77号は、原案どおり特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に基づき特定農地貸付けを承認すること、及び承認書を交付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第77号は原案どおり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に基づき特定農地貸付けを承認すること、及び承認書を交付することに、決しました。

次に、日程第5、報告第54号から第57号を、事務局より説明願います。

事務局

田所次長より、説明いたします。

報告第54号、農地法第3条の規定（公売）による許可報告について、令和2年3月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

許可件数は1件でございます。申請人が買受適格証明書の交付時と事情が同じなので、2月7日付け専決で3条の許可書を交付いたしました。

報告第55号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和2年3月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は5件です。

報告第56号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、令和2年3月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。駐車場1件、太陽光発電設備1件、自己住宅2件、合計4件です。

報告第57号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和2年3月12日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について、通知のあったものです。報告件数は28件です。以上でございます。

議長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和元年度第12回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和2年3月12日

議 長

署名委員

署名委員